

医療介護総合確保法に基づく県計画（医療分）策定のための事業提案要領

1 趣旨

医療介護総合確保法に基づく県計画（医療分）の策定にあたり、参考とさせていただくため、県内の関係機関・団体から事業提案を募集するものです。

2 照会先

(1) 医育機関

弘前大学医学部

(2) 医療関係機関

医療関係団体（青森県医師会、青森県歯科医師会、青森県薬剤師会、青森県看護協会、青森県理学療法士会、青森県作業療法士会、青森県臨床工学技士会、青森県歯科衛生士会、青森県栄養士会、全国自治体病院協議会青森県支部、青森県自治体病院開設者協議会、全日本病院協会青森県支部、青森県立保健大学）及び県内病院

(3) 市町村

3 事業提案における留意事項

(1) 対象事業

- 医療分野を対象とし、以下の区分に合致する事業とします。

なお、事業提案に当たっては、国の提示する事業例を参考とするほか、事業例に関わらず本県において新たに取り組む必要があると考えられる事業についても提案してください。

- I 地域医療構想の達成に向けた病床の機能分化・連携のために必要な事業
- II 在宅医療（歯科・薬局を含む。）を推進するための事業
- IV 医療従事者等の確保・養成のための事業
- VI 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業

- 地域医療構想については、以下のホームページによりご確認ください。

http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryo/tiikiiryokousou_01.html

(2) 事業期間

- 令和6年度に実施する事業を対象とします。
- 事業計画上、複数年度にわたる場合は、全体計画（事業期間及び全体事業費）を示した上で、令和6年度に実施する部分を提案してください。

(3) 事業費

- 事業の実施に要する総事業費（基金充当額＋事業者負担額）を記載してください。また、事業費の積算内訳など、積算資料を添付してください。
- 事業費に対する基金充当額（補助額）又は基金充当割合（補助率）については、従来の補助事業等の類似事業を踏まえ、事業者に一定の負担を求めることを想定しています。特に特定の事業者の資産形成につながる施設・設備整備事業については、原則として事業者負担を求めます。

(4) 既存の制度、補助金等との関係

- すでに診療報酬や他の補助金等で措置されているものは対象としません。
- 既存の事業で、単に事業者の負担を基金に振り替えるものは対象としません。

(5) その他

事業の検討にあたっては、以下に留意してください。

- 県全域又は地域の医療課題の解決に資する事業であること。
- 計画に反映可能な、具体性、実現性などを備えていること。
- 青森県保健医療計画（平成30年4月策定、令和3年3月中間見直し）と整合していること。
- 事業実施後において、目標の達成状況について評価できること。
 - ※ 事業実施の効果を定量的に評価できるアウトプット指標及びアウトカム指標をそれぞれ設定し、現状値を記載するとともに目標値を設定してください。
 - ※ 新規事業については、検討に時間を要する場合も想定されるため、事前に担当課に相談してください。

4 事業提案の提出方法

- (1) 事業提案は、別紙・事業提案シートにより、1提案ごとに1シートで記載してください。
 - ※ 事業提案シート（様式）の電子ファイルが必要な場合は、以下のホームページからダウンロードしてください。
http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/iryo/sogokakuho_plan.html
- (2) 電子メール又はFAX等により、令和5年9月7日（木）必着で、医療薬務課に提出してください。

提出先 健康福祉部医療薬務課地域医療確保グループ 担当：古川（こがわ） TEL：017-734-9287 FAX：017-734-8089 E-mail：miho_kogawa@pref.aomori.lg.jp

5 提出された提案の取扱い

- (1) 提案された事業は、上記チェックポイントにより整理を行い、関係団体等との調整及び県医療審議会等での協議を経て、計画への反映方策を検討します。
 - なお、提案された事業の計画案への反映状況については、後日提案者へ通知することとします。
- (2) 今回の事業提案の募集は、個別の事業として採択を行うものではありませんので、御了承願います。
- (3) 提案事業が県計画案へ反映された場合であっても、国からの交付金の減額等により、事業化できない場合もありますので、御了承願います。